

# 別紙 1 サービス管理責任者に必要とされる実務経験

## 1 該当する業務

業務の種類	業務の内容	従事する事業・施設	区分
相談支援の業務	身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務	・一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、その他これらに準ずる事業	A
		・児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、社会福祉法に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設	
		・障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅を除く）、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設	
		・障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設	
		・特別支援学校、その他これに準ずる機関（特別支援学級含む）	B
・病院、診療所			
直接支援の業務	身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務	・障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅を除く）、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室で療養病床に係るもの、その他これらに準ずる施設	C
		・障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業	
		・病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これらに準ずる施設	
		・特例子会社、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設	
		・特別支援学校、その他これに準ずる機関（特別支援学級含む）	

## 2 必要とされる経験年数

対象者の属性		配置に必要とされる実務経験年数	相談支援従事者初任者研修（2日間課程）及びサービス管理責任者等基礎研修の受講に必要とされる実務経験年数 ※1
「社会福祉主事任用資格者等」	・社会福祉主事任用資格者 ・介護職員初任者研修（訪問介護員2級）以上に相当する研修の修了者	A～Cを通算5年以上	A～Cを通算3年以上
	・保育士 ・児童指導員任用資格者 ・精神障害者社会復帰指導員任用資格者	A, Cを通算5年以上	A, Cを通算3年以上
「国家資格保有者」※2		A, Bを通算5年以上 又は Cを通算8年以上	A, Bを通算3年以上 又は Cを通算6年以上
	国家資格に基づく業務に従事した期間が一定の年数以上の方	国家資格に基づく業務に従事した期間が3年以上かつA～Cを通算3年以上（国家資格に基づく業務期間との重複可）	国家資格に基づく業務に従事した期間が1年以上かつA～Cを通算1年以上（国家資格に基づく業務期間との重複可）
「社会福祉主事任用資格者等」、 「国家資格保有者」のいずれにも該当しない者		Aを通算5年以上 又は Cを通算8年以上	Aを通算3年以上 又は Cを通算6年以上
	Aに従事した期間が1年以上の方	A, Bを通算5年以上 又は Cを通算8年以上	A, Bを通算3年以上 又は Cを通算6年以上

※1 研修の受講に必要な実務経験年数の計算においては、非常勤の場合、1年は180日以上とする。

※2 「国家資格保有者」：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師